

借入状況等申告書

1 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による住宅融資等	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※上記で「有」に○印をしたものについて、以下に記入してください。借入れがないときは、(A)～(I)に0(ゼロ)を記入すること。

他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
計				(A)	(F)			(B)	(G)

共済組合からの借入状況記入欄									
貸付種類	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
計				(C)	(H)			(D)	(I)
毎月の償還額 (A) + (B) + (C) + (D) =								円(E)	
ボーナス償還額 (F) + (G) + (H) + (I) =								円(J)	

2 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額(E)	給料月額(K)	貸付申込月の正規勤務時間(X)	貸付申込月の休業予定時間(Y)	割合 (E ÷ (K × (1 - (Y ÷ X)))) × 100
円	円	時間	時間	%

※貸付申込月の正規勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、部分休業中の場合に記入してください。

※給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

※部分休業中の場合は、減額後の給料月額(K × (1 - (Y ÷ X)))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

3 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 {E × 12 + J × 2} (L)	年収額 {K × 12 + K × 4} (M)	割合 [L ÷ (M × (1 - (Y ÷ X)))] × 100
円	円	%

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

※部分休業中の場合は、減額後の年収額(M × (1 - (Y ÷ X)))に対する毎月の償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

4 他共済組合からの貸付けに係る確認

他の市町村職員共済組合、都市職員共済組合又は指定都市職員共済組合から貸付けを受けたことがありますか。

「いいえ」、「はい」のどちらかに○印をつけてください。「はい」の場合、下段の申告に該当しない場合は貸付けができません。

いいえ
はい (借入期間: 年 月から 年 月まで) (借入組合: 職員共済組合)
<ul style="list-style-type: none"> 他の市町村職員共済組合、都市職員共済組合又は指定都市職員共済組合から借り受けた貸付金について、平成24年4月1日以降の借入期間中に、破産法の規定に基づく破産手続開始決定や民事再生法の規程に基づく小規模個人再生又は給与所得者等再生の手続開始決定を受けた事実はありません。 他の市町村職員共済組合、都市職員共済組合又は指定都市職員共済組合から借り受けた貸付金の退職時(平成24年3月31日以前を除く。)の未償還元利金について、当該組合の指定する償還期日までに償還しなかった事実はありません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- この申告について、所属所長が確認すること。
- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

山口県市町村職員共済組合理事長 様 年 月 日 所属所名
 組合員等記号 組合員等番号
 申込人氏名 (実印)

記入上の注意

- ① 申込人は、1. ～ 3. についてすべて記載してください。
- ② 「1. 借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記載欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
- ③ 「1. 借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記載欄の新規借入分については、金融機関等からの借入決定又は検討しているすべてのものについて記入してください。
- ④ 他の金融機関等から既に借り入れている場合又は新規借入をする場合は、毎月の返済額及びボーナス時の返済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
なお、以前に共済組合から貸付けを受けたときに「借入状況等申告書」により申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
また、「借入状況等申告書」での申告以外の方法で共済組合が把握している他の金融機関等からの借入れについても申告がない場合は、その完済がわかる書類の写しの提出をお願いしております。
- ⑤ 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、「1. 借入状況」に記入してください。
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」として記入してください。（連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。）
また、連帯債務であることがわかる書類（ローン申込書、償還表、登記簿謄本等）の写しを添付してください。
- ⑥ 「1. 借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄は貸付けごとに記入してください。
- ⑦ 「1. 借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の新規借入分の「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」については、償還方法を「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」から選択し、「貸付金額別償還額一覧表」（HP内、貸付事業トップページにリンク有）による金額を記入してください。
なお、修学貸付で利息のみ償還中の場合も、元金償還開始後の金額を記入してください。
- ⑧ 「2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
なお、給料月額（K）については、現給保障額が支給されている場合はその金額を記入してください。
- ⑨ 「2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合」中、貸付申込月の正規勤務時間（X）及び貸付申込月の休業予定時間（Y）は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合に記入してください。
- ⑩ 「3. 年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
なお、年間償還額（L）については、毎月の償還額の1.2倍にボーナスの償還額の2倍を加えた金額を、年収額（M）については、給料月額の1.2倍にボーナスの額（実支給額にかかわらず給料月額の4倍）を加えた金額を記入してください。
- ⑪ 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているときは、貸付けを行いません。
また、給与等の差押えを受けている間は、貸付けを行いません。
- ⑫ 必要に応じてその他の確認資料の提出を求めることがあります。